



第197期 定時株主総会 招集ご通知

2021年6月24日(木) 午前10時開催

証券コード：7951

ヤマハ銀座店1階 ブランド体験エリア「key between people」



ヤマハ株式会社

感動を・ともに・創る

私たちは
音・音楽を原点に培った技術と感性で
新たな感動と豊かな文化を
世界の人々とともに
創りつづけます

目次

- 01 企業理念
- 02 株主の皆さまへ
- 03 ■第197期定時株主総会招集ご通知
- 05 電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のお手続きについて
- 06 QRコードを読み取る方法
「スマート行使」による議決権行使について
- 07 ■株主総会参考書類
- 07 第1号議案 剰余金の処分の件
- 08 第2号議案 取締役8名選任の件
- 17 当社の独立役員指定基準
- 18 取締役会の構成 他
- 19 ■事業報告
- 19 1. 企業集団の現況に関する事項
- 37 2. 会社の株式に関する事項
- 37 3. 会社の新株予約権等に関する事項
- 38 4. 当社が保有する株式に関する事項
- 39 5. 会社役員に関する事項
- 44 6. 会計監査人の状況
- 45 7. 業務の適正を確保するための体制
- 47 8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 49 ■連結計算書類
- 49 連結財政状態計算書
- 49 連結損益計算書
- 50 ■計算書類
- 50 貸借対照表
- 50 損益計算書
- 51 ■監査報告書
- 51 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)
- 53 会計監査人の監査報告書(謄本)
- 55 監査委員会の監査報告書(謄本)
- 57 トピックス
- 58 株主メモ

表紙 ヤマハ銀座店1階 ブランド体験エリア「key between people」

演奏者と聴衆の心地よいコミュニケーションの形としてデザインされたkey between people。
ご自由に演奏いただけるだけでなく、カフェテーブルとしてもご使用いただけます。

Yamaha Ginza NOTE



株主の皆さまへ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、影響を受けられた全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。

当社グループの第197期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の業績は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響等により、売上収益3,726億円、事業利益407億円、親会社の所有者に帰属する当期利益266億円と、対前期で減収減益となりました。

期末配当につきましては、1株につき33円とさせていただきますたく、第197期定時株主総会においてご提案申し上げたいと存じます。これにより中間配当金(1株につき33円)を加えた年間配当金は、前期と同額の1株につき66円となります。

第196期からスタートした、中期経営計画「Make Waves 1.0」においては、中長期的に目指す姿である「『なくてはならない、個性輝く企業』になる」の実現に向け、「顧客・社会との繋がりを強化し、価値創造力を高める」を基本戦略に、4つの重点戦略①顧客ともっと繋がる ②新たな価値を創造する ③生産性を向上する ④事業を通じて社会に貢献する、に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



2021年6月
取締役
代表執行役社長

中田卓也

(証券コード 7951)

2021年6月2日

株主各位

静岡県浜松市中区中沢町10番1号

ヤマハ株式会社

取締役
代表執行役社長 中田 卓也

第197期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第197期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限りご来場を見合わせていただき、同封の議決権行使書用紙のご郵送またはインターネット等による議決権行使をお願いいたします。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月23日(水曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合]

5頁記載の「電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日(木曜日)午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市中区中沢町10番1号 当社18号館1階
(本招集ご通知の裏面「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第197期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第197期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権の重複行使について
 - ① インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ② インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」「連結持分変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.yamaha.com/ja/>)に掲載しております。また、「連結包括利益計算書」及び「連結キャッシュ・フロー計算書の要旨」につきましても、同ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.yamaha.com/ja/>)に修正後の事項を掲載させていただきます。

▶ 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場を見合わせていただき、同封の議決権行使書用紙のご郵送またはインターネット等による議決権行使をお願いいたします。
- ・ インターネット等による議決権行使の詳細は次ページ(5~6ページ)をご参照ください。
- ・ 本株主総会につきましては、株主総会の翌日6月25日(金)正午(予定)より、下記当社ウェブサイトにて動画配信いたします。

https://www.yamaha.com/ja/ir/shareholder_info/

- ▶ ミニコンサート及びイノベーションロードのご見学は中止いたします。
- ▶ お土産はございません。
- ▶ 駐車場の準備はございません。

*本定時株主総会の運営に変更等が生じた場合は当社ウェブサイトに掲載いたします。

https://www.yamaha.com/ja/ir/shareholder_info/

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のお手続きについて

1. インターネットをご利用される皆様へ



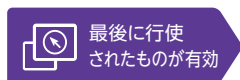
同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインQRコード」を読み取りいただくことにより、スマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。詳しくは、次ページ及び同封の「スマート行使の使い方」リーフレットをご覧ください。



パソコンからの議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



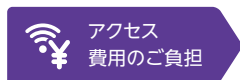
インターネットによる議決権行使は、株主総会参考書類をご検討いただき、**2021年6月23日(水曜日)午後5時まで**に行われますようお願いいたします。



インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネットと議決権行使書用紙の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
電話 **0120-652-031** (フリーダイヤル)
[受付時間 9:00~21:00]

2. 機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社の株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

QRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」による議決権行使について



スマートフォン用議決権行使の方法

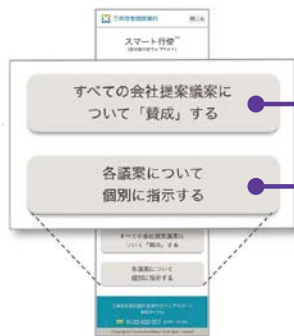
専用の「QRコード」をスマートフォンまたはタブレット端末で読み取って、議決権行使を簡単に行えます。

ステップ1

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



ステップ2



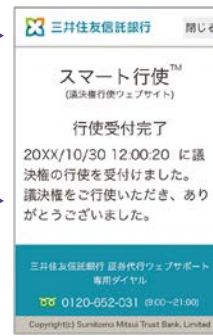
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

ステップ3



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

ステップ4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使が完了します。

*QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）の向上を念頭において、中期的な連結利益水準をベースに、研究開発・販売投資・設備投資などの成長投資を行うとともに、株主の皆様への積極的な還元を行います。株主還元は、継続的かつ安定的な配当を基本としますが、将来の成長投資の為に適正な内部留保とのバランスを考慮しながら、資本効率の向上を目的とした機動的な株主還元も適宜、実施してまいります。

剰余金の処分につきましては、上記の方針及び財務状況等を勘案して、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 33円

配当総額 5,801,359,443円

これにより、中間配当（1株につき33円）を加えた年間配当金は1株につき66円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日

第2号議案 取締役8名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役7名全員が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者 番号	氏名	現在の地位及び担当	当事業年度の 取締役会出席率	当事業年度の 委員会出席率
1	再任 <small>なか た たく や</small> 中田 卓也	取締役 指名委員 報酬委員 代表執行役社長 楽器事業本部長	100% (12回中12回)	指名委員会 100% (3回中3回) 報酬委員会 100% (4回中4回)
2	再任 <small>やま はた さとし</small> 山畑 聡	取締役 常務執行役 経営本部長兼人事・総務本部長	100% (12回中12回)	—
3	再任 <small>ふく い たく</small> 福井 琢	社外取締役 監査委員	100% (12回中12回)	監査委員会 100% (15回中15回)
4	再任 <small>ひ だか よし ひろ</small> 日高 祥博	社外取締役 指名委員 報酬委員	100% (12回中12回)	指名委員会 100% (3回中3回) 報酬委員会 100% (4回中4回)
5	再任 <small>ふじ つか みき お</small> 藤塚 主夫	社外取締役 監査委員	100% (12回中12回)	監査委員会 100% (15回中15回)
6	再任 <small>Paul Candland</small> ポール・キャンランド	社外取締役 指名委員 報酬委員	100% (12回中12回)	指名委員会 100% (3回中3回) 報酬委員会 100% (4回中4回)
7	新任 <small>しの はら ひろ みち</small> 篠原 弘道	—	—	—
8	新任 <small>よし ざわ なお こ</small> 吉澤 尚子	—	—	—



■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当社入社
- 2005年 10月 同 PA・DMI事業部長
- 2006年 6月 同 執行役員
- 2009年 6月 同 取締役 執行役員
- 2010年 4月 ヤマハコーポレーションオブアメリカ取締役社長
- 2010年 6月 当社上席執行役員
- 2013年 6月 同 代表取締役社長
- 2014年 3月 ヤマハ発動機株式会社取締役(社外取締役)(現)
- 2015年 6月 一般財団法人ヤマハ音楽振興会理事長(現)
- 2017年 6月 当社取締役 代表執行役社長(現)

■所有する当社株式の数

75,500株

■取締役在任年数

9年間(本總會終結時)

■取締役会への出席状況

12回中12回(100%)

■委員会への出席状況

指名委員会3回中3回(100%)

報酬委員会4回中4回(100%)

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

これまでPA・DMI事業部長、ヤマハコーポレーションオブアメリカ取締役社長を歴任する等、事業における豊富な経験と実績並びに幅広い見識を有しております。

2013年6月から代表取締役社長、指名委員会等設置会社移行後の2017年6月からは取締役代表執行役社長として当社グループを牽引しております。また、指名委員会等設置会社への移行等コーポレートガバナンス改革を主導し、取締役会の監督機能の強化に努めてきました。

これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化を期待できることから取締役候補としております。



■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年 1月 当社入社
- 2009年 8月 同 経理・財務部長
- 2013年 6月 同 執行役員
- 2013年 6月 同 経営企画部長
- 2015年 4月 同 業務本部長
- 2015年 6月 同 取締役 上席執行役員
- 2016年 5月 同 経営本部長(現)
- 2017年 6月 同 取締役 常務執行役(現)
- 2020年 4月 同 人事・総務本部長(現)

■所有する当社株式の数

28,400株

■取締役在任年数

6年間(本総会終結時)

■取締役会への出席状況

12回中12回(100%)

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

これまで海外現地法人での勤務経験、経理・財務部長、経営企画部長、業務本部長、経営本部長、人事・総務本部長等、豊富な経験と実績並びに幅広い見識を有しております。

2015年6月から取締役上席執行役員、2017年6月からは取締役常務執行役としてコーポレートガバナンス改革を推進し、取締役会の監督機能の強化に努めてきました。

これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化を期待できることから取締役候補としております。



■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 弁護士登録 柏木総合法律事務所入所
- 2004年 4月 慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)教授(現)
- 2005年 6月 信越化学工業株式会社社外監査役(2021年6月退任予定)
- 2009年 1月 柏木総合法律事務所マネージングパートナー(現)
- 2017年 6月 当社社外取締役(現)
- 2021年 6月 メタウォーター株式会社社外監査役(就任予定)

■所有する当社株式の数

0株

■取締役在任年数

4年間(本総会終結時)

■取締役会への出席状況

12回中12回(100%)

■委員会への出席状況

監査委員会15回中15回(100%)

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士として国内外の企業法務や企業統治に精通する等、高い専門性や豊富な経験と実績並びに幅広い見識を有しております。

2017年6月の当社社外取締役就任後は、高い専門性と豊富な実績・見識等に基づき、実効性の高い監督とともに経営の大きな方向性の決定や執行の迅速果断な意思決定の後押しを行ってきました。

これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化を期待できることから取締役候補としております。

■独立性について

当社と福井琢氏がマネージングパートナーを務める柏木総合法律事務所との間に取引関係はありません。

当社は、福井琢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。



■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 ヤマハ発動機株式会社入社
- 2010年 7月 Yamaha Motor Corporation, U.S.A. バイスプレジデント
- 2013年 1月 ヤマハ発動機株式会社MC事業本部第3事業部長
- 2014年 3月 同 執行役員
- 2015年 1月 同 MC事業本部第2事業部長
- 2016年 1月 同 MC事業本部第1事業部長 兼 MC事業本部第1事業部アセアン営業部長
- 2017年 1月 同 企画・財務本部長
- 2017年 3月 同 取締役 上席執行役員
- 2018年 1月 同 代表取締役社長 社長執行役員(現)
- 2018年 6月 当社社外取締役(現)

■所有する当社株式の数

2,900株

■取締役在任年数

3年間(本総会終結時)

■取締役会への出席状況

12回中12回(100%)

■委員会への出席状況

指名委員会3回中3回(100%)

報酬委員会4回中4回(100%)

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本を代表するグローバル輸送機器メーカーにおいて経営に携わる等、経営者としての豊富な経験と実績並びに幅広い見識を有しております。また当社と共通のブランドを使用するヤマハ発動機株式会社の代表取締役社長としてヤマハブランドを最もよく理解する一人でもあります。

2018年6月の当社社外取締役就任後は、経営者としての豊富な実績・見識等に基づき、実効性の高い監督とともに経営の大きな方向性の決定や執行の迅速果敢な意思決定の後押しを行ってきました。

これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化及びブランド価値の向上を期待できることから取締役候補としております。

■独立性について

当社と日高祥博氏が代表取締役社長を務めるヤマハ発動機株式会社は共通のヤマハブランドを使用していることから、当社の持続的発展によるブランド価値の向上が同社の企業価値にもプラスの影響を与える一方、当社の法令違反・ガバナンスの欠如等によるブランドの毀損が同社の企業価値にマイナスの影響を及ぼすという関係にあります。日高祥博氏は、当社の企業価値の源泉であるヤマハブランドを最もよく理解する一人であり、当社のブランド価値向上について一般株主と共通の利益を有しております。また、当社とヤマハ発動機株式会社との間に重要な取引関係はないうえ*、2017年に当社は同社の主要株主から外れたことから、日高祥博氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、当社株主の利益を最大化すべく、独立した立場で経営の監督等の責務を果たしていただけると考えております。

当社は、日高祥博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

*当社とヤマハ発動機株式会社との間の取引額は、両社の連結売上高の0.2%未満であります。

**■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1977年 4月 株式会社小松製作所入社
2001年 6月 同 管理部長
2005年 4月 同 執行役員
2008年 4月 同 グローバル・リテール・ファイナンス事業本部長
2009年 2月 同 経営企画室長 兼 グローバル・リテール・ファイナンス事業本部長
2010年 4月 同 常務執行役員
2011年 4月 同 CFO
2011年 6月 同 取締役 兼 常務執行役員
2013年 4月 同 取締役 兼 専務執行役員
2016年 4月 同 代表取締役副社長
2019年 6月 当社社外取締役(現)
2019年 6月 三井化学株式会社社外監査役(現)

■所有する当社株式の数

0株

■取締役在任年数

2年間(本総会終結時)

■取締役会への出席状況

12回中12回(100%)

■委員会への出席状況

監査委員会15回中15回(100%)

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本を代表するグローバル建設機械メーカーにおいてCFOとして経営に携わる等、経営者としての豊富な経験と実績並びに幅広い見識とともに財務・会計に関する十分な知見を有しております。

2019年6月の当社社外取締役就任後は、経営者としての豊富な実績・見識等に基づき、実効性の高い監督とともに経営の大きな方向性の決定や執行の迅速果敢な意思決定の後押しを行ってまいりました。

これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化を期待できることから取締役候補としております。

■独立性について

当社は、藤塚主夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。



■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 6月 オーウェンス・コーニング社入社
- 1987年 4月 ペプシコ社入社
- 1994年 11月 沖縄ペプシコーラ社 社長
- 1998年 4月 ペプシコインターナショナル日本支社代表
- 1998年 11月 ディズニーストア・ジャパン株式会社代表取締役総支配人
- 2002年 4月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社
ウォルト・ディズニー・テレビジョン・インターナショナルジャパンマネージングディレクター
- 2007年 6月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社代表取締役社長
- 2014年 7月 ウォルト・ディズニー・カンパニー・アジアプレジデント
- 2018年 9月 PMCパートナーズ株式会社 マネージングディレクター (現)
- 2019年 6月 当社社外取締役 (現)
- 2019年 9月 エイジオブラーニング社CEO (現)

■所有する当社株式の数

300株

■取締役在任年数

2年間(本総会終結時)

■取締役会への出席状況

12回中12回(100%)

■委員会への出席状況

指名委員会3回中3回(100%)

報酬委員会4回中4回(100%)

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

グローバルエンターテインメント企業のアジア地区及び日本法人の責任者として経営に携わる等、経営者としての豊富な経験と実績並びに幅広い見識とともに、ブランド、マーケティングに関する幅広い知見を有しております。

2019年6月の当社社外取締役就任後は、経営者としての豊富な実績・見識等に基づき、実効性の高い監督とともに経営の大きな方向性の決定や執行の迅速果断な意思決定の後押しを行ってきました。

これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化を期待できることから取締役候補としております。

■独立性について

当社とポール・キャンドランド氏が代表を務めるPMCパートナーズ株式会社及びエイジオブラーニング社との間に取引関係はなく、また相互に主要株主にも該当しません。

当社は、ポール・キャンドランド氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。



■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年 4月 日本電信電話公社入社
- 2003年 6月 日本電信電話株式会社アクセスサービスシステム研究所長
- 2007年 6月 同 情報流通基盤総合研究所長
- 2009年 6月 同 取締役 研究企画部門長
- 2012年 6月 同 常務取締役 研究企画部門長
- 2014年 6月 同 代表取締役副社長 研究企画部門長
- 2018年 6月 同 取締役会長(現)

■所有する当社株式の数
0株

■取締役在任年数
—

■取締役会への出席状況
—

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本を代表する通信・ICT企業において代表取締役として経営に携わる等、経営者としての豊富な経験と実績並びに幅広い見識とともに通信システム、エレクトロニクス等に関する幅広く深い知見を有しております。これらの実績・見識等より取締役会の監督機能の強化を期待できることから取締役候補としております。

■独立性について

当社と篠原弘道氏が取締役として在任している日本電信電話株式会社との間に重要な取引関係はなく*、また相互に主要株主にも該当しません。

当社は、篠原弘道氏が取締役として選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定です。

*当社と日本電信電話株式会社との間の取引額は、両社の連結売上高の0.3%未満であります。



■所有する当社株式の数

0株

■取締役在任年数

—

■取締役会への出席状況

—

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年 8月 富士通株式会社入社
- 2009年 9月 同 モバイルフォン事業本部統括部長
- 2011年10月 米国富士通研究所グローバル開発センター長
- 2016年 4月 富士通株式会社アドバンスシステム開発本部長代理 兼 AI推進室長
- 2017年 4月 同 執行役員 兼 AI基盤事業本部長
- 2018年 4月 同 執行役員常務 兼 デジタルサービス部門副部門長
- 2018年 9月 同 執行役員常務 兼 FUJITSU Intelligence Technology Ltd. CEO
- 2019年11月 同 執行役員常務 兼
デジタルソフトウェア&ソリューションビジネスグループエバンジェリスト
- 2020年10月 株式会社ナレッジピース取締役(現)
- 2021年 5月 株式会社ニトリホールディングス社外取締役(現)

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本を代表するエレクトロニクス・ICT企業において執行役員や海外グループ企業のCEOとして経営に携わる等、経営者としての豊富な経験と実績並びに幅広い見識とともにデジタル、AI技術等に関する高い専門性を有しております。これらの実績・見識等より取締役会の監督機能の強化を期待できることから取締役候補としております。

■独立性について

当社と吉澤尚子氏が取締役として在任している株式会社ナレッジピースとの間に取引関係はなく、また相互に主要株主にも該当しません。

当社は、吉澤尚子氏が取締役として選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定です。

(注) 1. 取締役候補者と当社との間の特別な利害関係

取締役候補者のうち、当社との間に特別な利害関係を有する者は以下のとおりであります。

- ① 中田卓也氏は、一般財団法人ヤマハ音楽振興会の理事長を兼務し、当社は同財団法人と業務受託取引等があります。
- ② 日高祥博氏は、ヤマハ発動機株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社は同社と不動産賃貸借取引等があります。当社とヤマハ発動機株式会社との間の取引額は、両社の連結売上高の0.2%未満であります。
- ③ ポール・キャンランド氏は、エイジオブラーニング社のCEOを兼務し、同社は当社グループの語学教育事業と同種の事業を行っております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、福井琢、日高祥博、藤塚主夫及びポール・キャンランドの各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める最低限度額となっております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

篠原弘道及び吉澤尚子の各氏が取締役選任された場合、当社は各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める最低限度額とする予定であります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役を含む当社役員等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。役員等が株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしており、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

4. 社外取締役候補者に関するその他特記事項

福井琢、日高祥博、藤塚主夫及びポール・キャンランドの各氏が当社社外取締役在任中に、当社子会社のYamaha Music Europe GmbHは、欧州の一部の国での販売において競争法違反があったとして各国当局の調査を受けました。(詳細は、本事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項(4) 対処すべき課題 3. 法令違反への対応とコンプライアンスの徹底」(32ページ)に記載のとおりであります。)

上記4氏の社外取締役候補者は、事前に本事業を認識しておりませんが、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。当該事案判明後においては、法令遵守、内部統制の強化等について意見を述べるとともに、再発防止策の実施状況を監督するなど、適切にその職務を遂行しております。

当社の独立役員指定基準

1. 当社は、次の各号に該当する者を原則として独立役員に指定いたしません。また、独立役員に指定した後、次の各号に該当する者となった場合、独立役員を指定を解除いたします。
 - ① 会社法で定める社外取締役の資格要件を満たさない者
 - ② 当社グループを主要な取引先とする者もしくはその業務執行者または当社グループの主要な取引先もしくはその業務執行者「主要な取引先」とは、年間取引総額が、直近過去3年間のいずれかの事業年度において、当社グループが、当該取引先グループから対価を受け取る場合は当社の連結売上高の2%を超え、当該取引先グループに対価を支払をする場合は当該取引先の連結売上高の2%を超える取引先グループ並びに取引銀行上位5行をいいます。
 - ③ 当社の主要株主である者もしくはその業務執行者、あるいは当社が主要株主となる会社の取締役又は監査役「主要株主」とは、発行済株式総数の10%を超えて株式・持分を保有する者をいいます。
 - ④ 当社グループとの間で、取締役、監査役の相互派遣の関係にある者
 - ⑤ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます。)
「多額の金銭その他の財産」とは、当社グループの支払額(非金銭対価の場合は、支払時の時価評価額)が、直近過去3年間のいずれかの事業年度において1千万円を超える支払のある場合をいいます。
 - ⑥ 次のa～cのいずれかに該当する者の近親者(二親等以内の親族)
 - a ②～④に掲げる者
 - b 当社又はその子会社の業務執行者
 - c 取締役に選任された直近の株主総会終結時において前bに該当していた者
2. ②～⑥に該当する場合であっても、実質的に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと明らかに判断できる場合には、その理由を付して独立役員に指定し、あるいは指定の解除をしないことができます。

取締役会の構成

取締役会は、必要な識見、高い倫理観、公正さ、誠実さを有し、専門知識や経験等において多様な取締役で構成されるものいたします。取締役の人数は、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できる人数といたします。また、透明性、客観性の高い監督機能を発揮するため、取締役会の相当割合を独立社外取締役といたします。

取締役等の指名・選任

取締役候補者の選任に関して、指名委員会は、取締役に求められる役割に応じ定義した基本的資質、コンピテンシー、経験・実績等の人材要件に基づき候補者を選任し、株主総会に提出する選任議案の内容を決定いたします。

指名、監査及び報酬委員会の委員及び委員長の選任に関して、指名委員会は、委員会の役割に応じ定義した人材要件に基づき候補者を選定し、取締役に提出する選定議案の内容を決定いたします。なお、監査委員会委員及び委員長候補の選任に関しては、事前に監査委員会に意見聴取を行います。

指名委員会は、執行役に求められる役割に応じ定義した基本的資質、コンピテンシー、経験・実績等の人材要件に基づき候補者を選任し、取締役に提出する選任議案の内容を決定いたします。

取締役候補者が有している専門性

取締役候補者		企業経営	法務・リスク マネジメント	財務・会計	IT デジタル	製造・技術 研究開発	マーケティング 営業	グローバル
なか た たく や 中田 卓也		●			●	●	●	●
やま はた さとし 山畑 聡			●	●				●
ふくい たく 琢 福井 琢	社外		●					●
ひだか よしひろ 日高 祥博	社外	●		●				●
ふじつか みき お 藤塚 主夫	社外	●	●	●				●
Paul Candland ポール・キャンランド	社外	●					●	●
しの はら ひろあち 篠原 弘道	社外(新任)	●			●	●		●
よしざわ なおこ 吉澤 尚子	社外(新任)	●			●	●		●

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的事業の状況

当連結会計年度における経営環境を振り返りますと、世界経済は新型コロナウイルス感染拡大により、大きな打撃を受け、2020年の世界全体の実質成長率はマイナスとなりました。国内においても新型コロナウイルス感染拡大の影響は甚大であり、収束の見通しが立たない中で、感染拡大防止と社会経済活動を両立することが大きな課題となりました。また、米国の新政権発足、米中貿易摩擦の激化、英国のEU完全離脱などが、世界経済に大きな影響を与えました。

このような環境の中で当社グループは、中期経営計画「Make Waves 1.0」の2年目として、4つの重点戦略「顧客ともっと繋がる」「新たな価値を創造する」「生産性を向上する」「事業を通じて社会に貢献する」に引き続き取り組んで参りました。

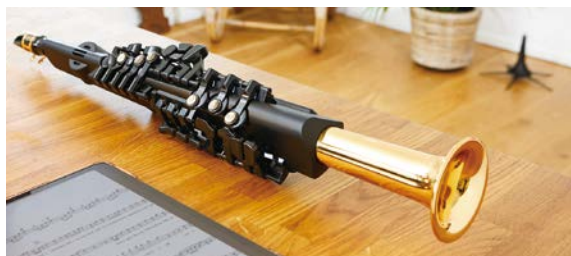
「顧客ともっと繋がる」につきましては、お客様がヤマハと繋がるきっかけとなる顧客体験の仕組み作りや顧客情報基盤の整備を進めました。ブランド価値の伝達では、インターネットを媒体とするデジタルでの顧客接点の増加を受け、SNS等の更なる活用によりオンラインでの価値伝達を行い実店舗でのビジネスへ繋げることに加え、Eコマースの拡大や新たな

販売形態であるライブコマースなど、様々な取り組みも加速しました。また、ヘッドホン・イヤホン市場における認知度の進展、車載オーディオの中国自動車メーカー採用獲得など、ドメインの拡大も進みました。



ヤマハ銀座店

「新たな価値を創造する」につきましては、デジタルサックス「YDS-150」は、アコースティック楽器の自然で美しい音の響きとともにリード楽器を演奏するハードルを下げることを実現しました。ギターアンプ「THR30IIA Wireless」は、フルワイヤレスによる自宅等での小規模演奏やSNSへの演奏動画投稿などのニーズにもマッチし、幅広い顧客の支持を受けました。また、リモート応援システムの「Remote Cheerer」、次世代ライブビューイング「Distance Viewing」など、コロナ禍で苦境にあるライブやコンサート、スポーツ観戦など様々なイベントを安心・安全な形で実施できるよう支援するサービスへの取り組みを始めました。



デジタルサクソ YDS-150



完全ワイヤレスイヤホン TW-E3B

「生産性を向上する」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により工場停止等の混乱があったものの、製造拠点のエリア統括体制の整備、生産管理の標準化、スマートファクトリー化等、様々な施策が進みました。



インド工場

また、音響機器事業では、社内外のリソースを

活用した開発期間短縮に向けた活動も進展しました。

「事業を通じて社会に貢献する」につきましては、中期経営計画3年目の目標である「新興国の器楽教育普及累計100万人」に対し、累計71万人に達しました。また、「認証木材使用率50%」についても、2年目で48%を達成し、着実に進捗しました。



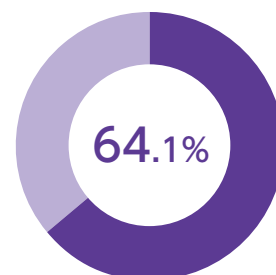
当連結会計年度の売上収益は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響等により、為替影響による減収23億円を含め、前期に対し415億97百万円(10.0%)減少の3,726億30百万円となりました。事業利益は、為替影響による減益6億円を含め、前期に対し56億41百万円(12.2%)減少の407億11百万円となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、事業利益の減少に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う操業停止損23億18百万円、減損損失35億53百万円の計上もあり、前期に対し80億6百万円(23.1%)減少の266億15百万円となりました。

楽器事業

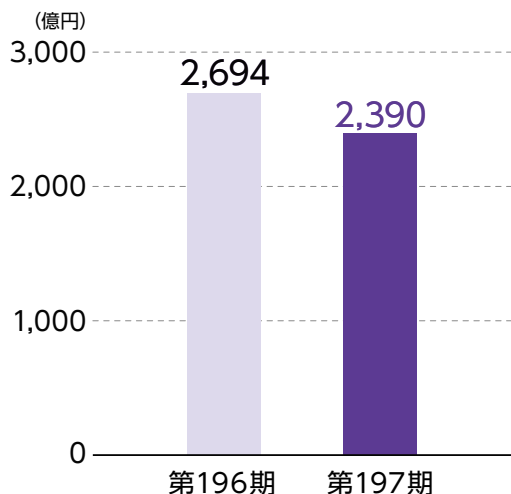
アコースティックピアノと電子楽器は、中国での販売が成長軌道に復帰した他、各国の市況が回復基調にあるものの、商品供給不足もあり上期の減収をカバーするまでには至らず、減収となりました。管楽器は、市況の回復が遅れ減収となりました。ギターは、国内や中国で販売を伸ばし増収となりました。

以上により、当事業の売上収益は、前期に対し為替のマイナス影響17億円を含め、303億90百万円(11.3%)減少の2,390億81百万円となりました。事業利益は、為替のマイナス影響8億円を含め、53億32百万円(14.1%)減少の324億17百万円となりました。

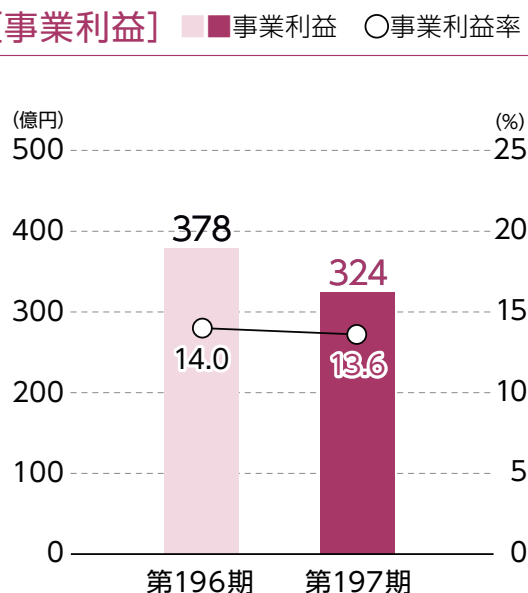
[売上収益構成比率]



[売上収益]



[事業利益]



[第197期の主な新商品・サービス]



■ ギターアンプ THRシリーズ

リビングルーム向けのギターアンプとして市場で地位を確立したTHRシリーズ。上位モデルにフルワイヤレス機能を搭載し、ユーザーをケーブルの煩わしさから解放。自宅でギター演奏を楽しむ時間を充実させたいお客様のニーズに応える商品。Red Dotデザイン賞 プロダクトデザイン2021及びiFデザインアワード受賞。



■ クラビノーバ CLP-700

タッチの違いに応じた多彩な音色変化を再現し、グランドピアノに迫る高い表現力を実現。最新の音源や音響技術、グランドピアノの弾き応えを再現する鍵盤も採用。電子ピアノでありながら、奏者の感性を磨く本格的な練習も可能。豊富なカラーバリエーション展開でどんなインテリアにも調和。



■ グランドピアノ C3X espresso

espressoとは「表情豊かに」を意味する音楽用語。プレミアムピアノの技術と厳選された素材、熟練職人による丁寧な作りこみで、人気モデルC3Xより一段上の豊かな響きや繊細な弾き心地を実現。高度な音楽表現を追求する指導者や学習者の意欲に応えるグランドピアノ。



■ デジタルサクソ YDS-150

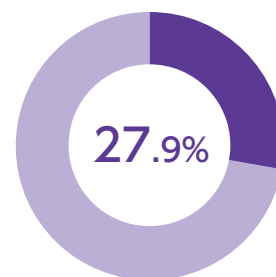
サクソフォンの本格的な表現力をそのままに、デジタルによる静音化や音色変化を実現した、より気軽に、より身近に演奏を楽しんでいただける全く新しい管楽器。Red Dotデザイン賞 プロダクトデザイン2021「Best of the Best」及びiFデザインアワード受賞。

音響機器事業

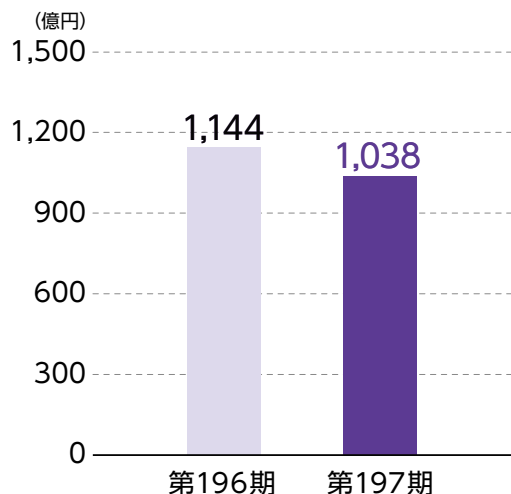
オーディオ機器は、ステイホーム需要によりサウンドバー等の販売が伸びましたが、上期の減収をカバーするまでには至らず、全体では減収となりました。業務用音響機器は、ライブ市場や設備市場の停滞により減収となりました。ICT機器は旺盛な需要により会議システム等の販売が増加し、増収となりました。

以上により、当事業の売上収益は、前期に対し為替のマイナス影響4億円を含め、105億79百万円(9.2%)減少の1,038億13百万円となりました。事業利益は、為替のプラス影響2億円を含め、15億4百万円(17.5%)減少の70億67百万円となりました。

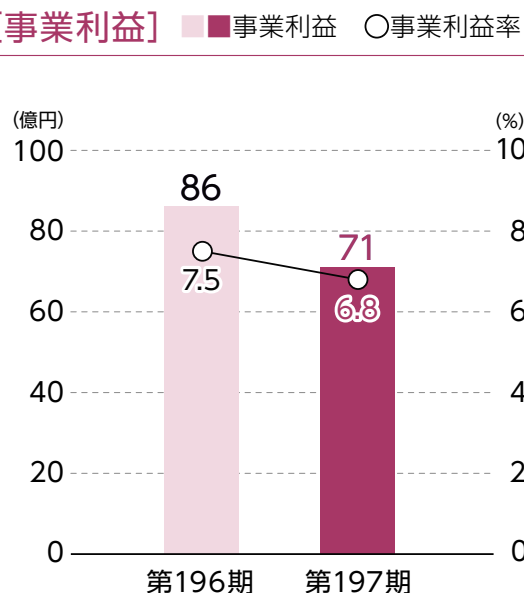
[売上収益構成比率]



[売上収益]



[事業利益]



[第197期の主な新商品・サービス]



■ サウンドバー SR-C20A

ヤマハ史上最小となる横幅60cmのコンパクトボディで、リビングやプライベートルームなど、幅広いシーンで活躍。人の声やナレーションを聴きやすくする「クリアボイス」や低音を増強する「バスエクステンション」機能をはじめ、ヤマハ独自チューニングのサラウンド技術による豊かな低音と臨場感で、テレビや映画、ゲームの感動・興奮をさらに高める、サイズを超えた音と深い音楽体験を提供。



■ ライブストリーミングミキサー AGシリーズ

簡単に高音質なインターネット配信を実現する配信用機器の大定番機「AGシリーズ」。配信に欠かせないループバック機能をはじめ、コンテンツの幅を広げる多彩な入力端子やDSPエフェクト、直感的で即応性の高いコントローラー設計により、多種多様に成長し続ける配信・遠隔通信需要に対応。



■ 遠隔会議用ワンストップ サウンドソリューション ADECIA

オフィスの会議室でも、ソーシャルディスタンスを保ちながら、クリアな音声で円滑に遠隔会議ができれば…。そんな願いを叶える「ADECIA」は、音の入口から出口までのラインナップをトータルで兼ね備え、会議室に快適な遠隔コミュニケーション空間を簡単、柔軟に導入可能。



■ リモート応援システム Remote Cheerer

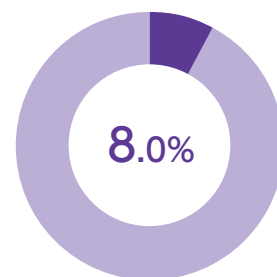
スポーツのリモート応援を自宅にいながらでも楽しめるスマホ用アプリ。スポーツ中継を観ながら、アプリ内のボタンを押すだけで、会場のスピーカーを通じて声援を届けたり、ファン同士の実況や交流も可能に。

部品・装置、その他の事業

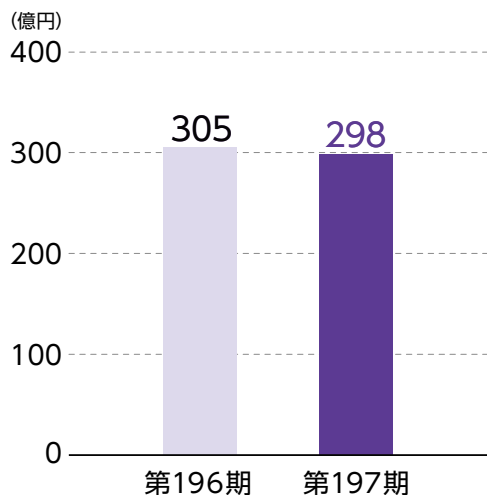
電子デバイスは減収となりましたが、自動車用内装部品やFA機器は需要の回復により増収となりました。

以上により、当事業の売上収益は、前期に対し6億26百万円(2.1%)減少の298億36百万円となりました。事業利益は、11億95百万円増加の12億25百万円となりました。

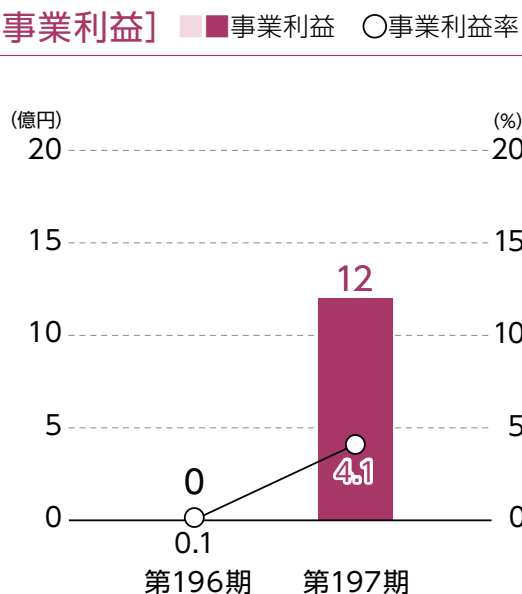
[売上収益構成比率]



[売上収益]



[事業利益]



【第197期の主な新商品・サービス】



■ 車載向けヤマハブランドオーディオ

新車購入時、上位グレードやオプションにて搭載が可能なブランドオーディオ。車載向け信号処理LSIの事業で培ったノウハウと、スピーカーやアンプの音響設計技術をかけ合わせ、車での本格的な音楽リスニング体験を実現。アンプには、走行状態をモニターしてリアルタイムに加速音を合成する技術も実装。搭載が決定した自動車ブランド向けに量産開始。(ヤマハの車載オーディオシステム(左)を搭載する、中国Geely社の高級ブランド車両ZEEKR001と車内のスピーカーグリル(右))

(2) 設備投資の状況

事業区分	投資額(百万円)	前期比増減率(%)	構成比率(%)
楽器事業	8,103	△46.0	72.0
音響機器事業	2,581	△40.3	22.9
部品・装置、その他の事業	575	△53.1	5.1
合計	11,260	△45.2	100.0

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

1. 中期経営計画の取り組み

当社グループは、2019年4月からの3年間を対象とした中期経営計画「Make Waves 1.0」に取り組んでいます。

① 環境認識

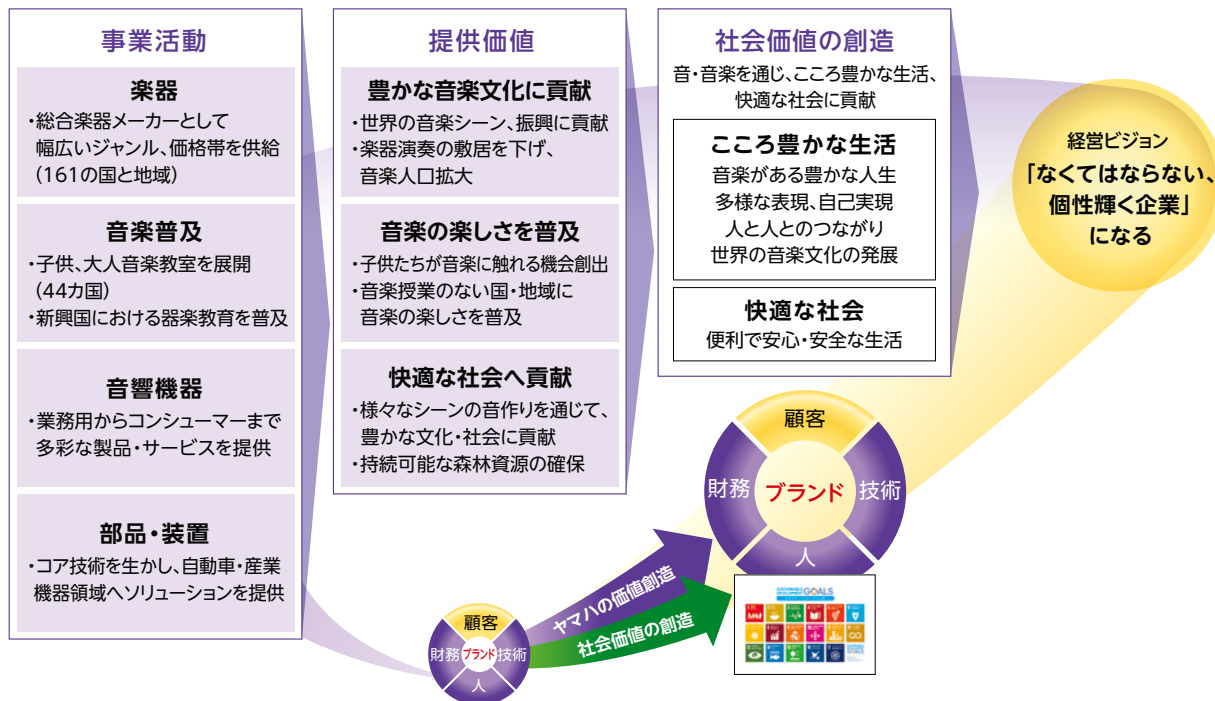
デジタル化の加速により、産業構造が急激に変化する一方、お客様とのより緊密な繋がりが可能になります。またAIやIoTで利便性が格段に高まると同時に、より精神的な満足や本質が求められる時代になると考えます。サステナビリティへの社会的意識もより高まります。“技術×感性”を強みとする当社グループにとって、このような変化はチャンスであると捉えています。

② 経営ビジョンと価値創造ストーリー

経営ビジョン
(中長期的に目指す姿)

「なくてはならない、個性輝く企業」になる
～ブランド力を一段高め、高収益な企業へ～【事業利益率 20%】

社会価値の創造を通じ、企業価値を高め、ビジョンを実現



社会価値の創造を通じて、企業価値を高め、ビジョンの実現を目指します。

③中期経営計画の位置づけと基本戦略

これまでの成果も踏まえ、中期経営計画を“顧客・社会との繋がりを強化し、価値創造力を高める”3年間と位置づけ、これを基本戦略とします。



④経営目標(2022年3月期)

財務
目標*

(方針) 収益力の強化と成長基盤の強化を両立

事業利益率: 13.8% | ROE: 11.5% | EPS: 270円 | (想定為替レート: USD110円/EUR125円)

*2021年3月期決算発表時(2021年5月10日)に開示した2022年3月期業績予想は、コロナ禍での環境変化等を踏まえ
 事業利益率: 11.8% ROE: 10.0% EPS: 233円(想定為替レート: USD105円/EUR125円)としております。

非財務
目標

コーポレートブランド価値*: 1.3倍 | 新興国の器楽教育普及: 100万人(累計) | 認証木材使用率: 50%

*ヤマハ株式会社とヤマハ発動機株式会社の合同ブランド価値 \$1.2 billion (Interbrand社 Best Japan Brands 2019)

投資と
還元

(方針) 成長投資と株主還元バランス良く配分

総還元性向: 50% (3年累計)

⑤4つの重点戦略

基本戦略「顧客・社会との繋がりを強化し、価値創造力を高める」ために、4つの重点戦略を設定しました。これらの重点戦略を着実に遂行することで、ヤマハの価値創造、社会価値の創造を実現します。

顧客ともっと繋がり、新たな価値を創造することで顧客価値を創出し、さらに生産性を向上することで、収益力を高めていきます。

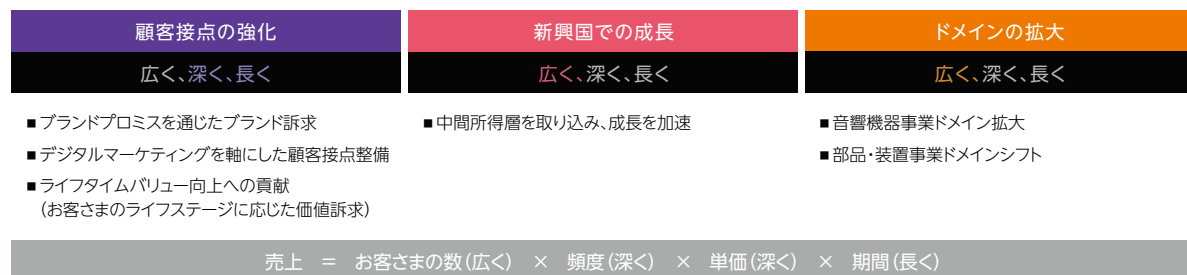
また、事業活動を通じて社会に貢献することは、中長期的には当社の企業価値の向上にも繋がっていくと考えています。



I. 顧客ともっと繋がる

広く、深く、長く、お客さまと繋がる

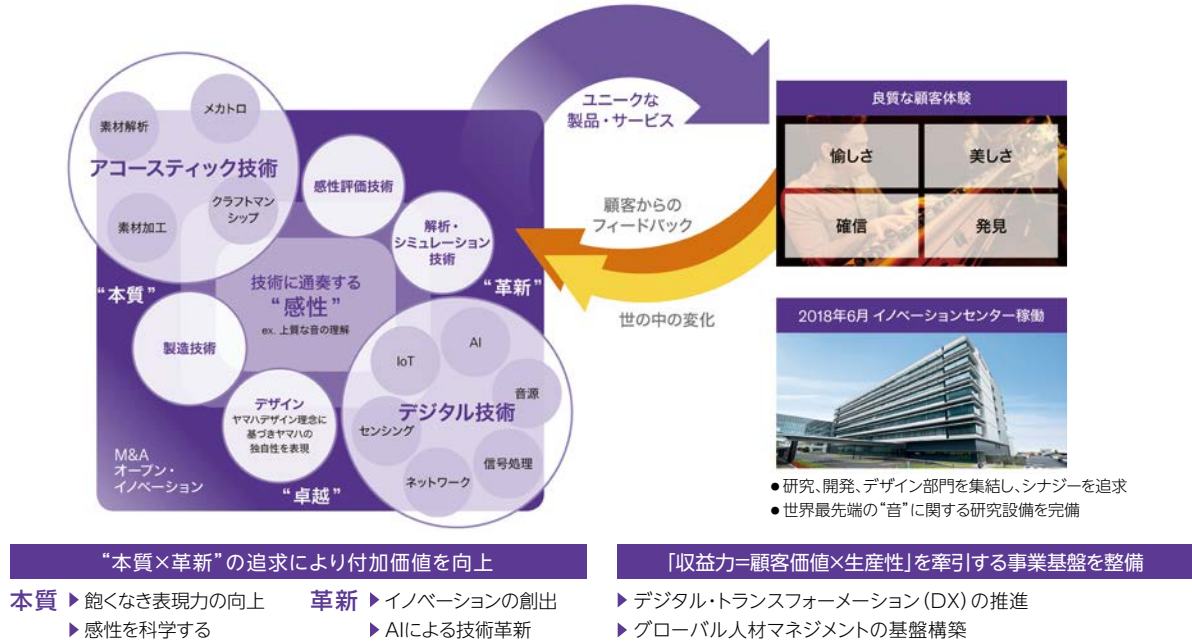
広く、深く、長く、お客さまと繋がるため、ブランドプロミスを通じたブランド訴求と、デジタルマーケティングを軸にしたデジタル・リアル両面での顧客接点整備、そして、ライフタイムバリュー向上への貢献に取り組みます。また中国、ASEANをはじめとした新興国では、中間所得層を取り込み、成長を加速させます。音響機器事業、部品・装置事業では成長市場へ事業領域を拡大し成長を図っていきます。



II. 新たな価値を創造する

“技術×感性”で新たな価値を創造する

ヤマハの強みである、“技術×感性”で新たな価値を創造します。世の中の変化や、お客さまからのフィードバックに基づき、感性を定量化する技術（感性評価技術）や解析・シミュレーション技術を駆使し、また、アコースティック技術、デジタル技術など、当社が保有する技術を融合させ、ユニークな製品・サービスをお客さまに提供していきます。



III. 生産性を向上する

生産性向上により収益力を強化する

付加価値向上と商品価値の訴求・強化を通じて価格適正化を進めるとともに、製造コストの持続的な低減を図ります。また経費をゼロベースで見直し、顧客価値向上に資する戦略経費にシフトさせ、収益力の強化を図っていきます。



IV.事業を通じて社会に貢献する

音楽文化・社会の持続的発展に貢献する

多種多様な楽器の供給を通じた世界の音楽シーンへの貢献、新興国における器楽教育普及など、音楽文化のサステナビリティへの貢献を拡大するほか、製品・サービスを通じた社会課題の解決に取り組みます。また、持続可能な木材利用や環境配慮製品の開発などを通じ、自然との共生を実現していきます。

文化

■ 音楽文化のサステナビリティに貢献

- ・多種多様な楽器の供給を通じ、世界の音楽シーンに貢献
- ・音楽教室を通じ、音楽の楽しさを広く普及
- ・新興国の学校教育への器楽教育普及
- ・中国農民工学校への楽器寄贈による教育支援



社会

■ 製品・サービスを通じて社会課題を解決

- ・音楽普及活動を通じた青少年健全育成 (中南米)
 - ・音楽の街づくりPJ「おとまち」によるコミュニティ振興継続 (国内)
- ##### ■ ともに働く人々の多様性、働きがい向上
- ・多様な人材が個性・創造性を十分に発揮できる環境整備
 - ・バリューチェーン全体で人権デューデリジェンス推進
 - ・テレワーク、社内託児所等ワークライフバランス支援 (国内)



環境

■ 自然との共生

- ・持続可能な木材利用
- ・環境配慮製品の開発
- ・温室効果ガス排出削減



⑥事業別戦略

楽器事業

新興国を中心とした販売拡大と付加価値向上により収益力の強化を進めます。頂点戦略の推進や中高級価格帯の拡売、併せてライフタイムバリュー向上と音楽普及活動への取り組みを通じた需要創出を進めていきます。

音響機器事業

B2B事業では、デジタルミキサーの強みを活かしながら、トータルソリューションの更なる強化に取り組む他、施主等、上流工程の顧客へのダイレクトアプローチを強化します。B2C事業であるAV機器では、顧客のライフスタイル変化に適合したポートフォリオへの転換を進めます。

部品・装置事業

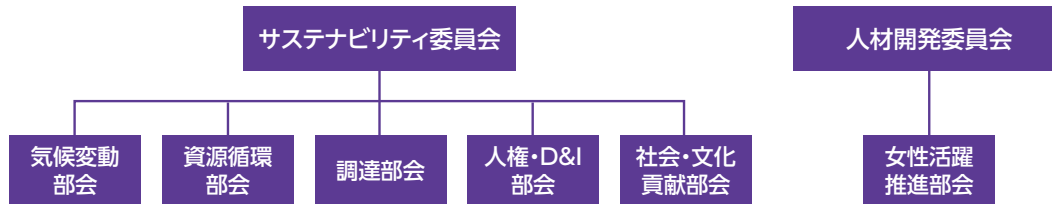
「音響×音声×騒音制御」の技術で、車室内の多様な音の課題を解決し、市場でのポジションを確立していきます。

2.サステナビリティの取り組みを加速

今中期経営計画において、重点戦略の一つとして掲げているサステナビリティに関して、今後より一層重点的に取り組むために、代表執行役社長の諮問機関としてサステナビリティ委員会および5つの部会を2021年1月1日付で新設しました。

本質的にサステナビリティと経営を一体化させていくことで、社会への貢献=社会価値の創造と企業価値の向上を同時に実現することができると考えています。サステナビリティの取り組みを具体的に事業活動に組み込み、加速させてまいります。

また、代表執行役社長の諮問機関の一つである人材開発委員会の下部組織として「女性活躍推進部会」を2021年1月1日付で新設し、女性の活躍を一層後押しする取り組みを開始しました。性別のみならず、年齢・志向・ライフスタイルなどあらゆる多様性を価値創造の源泉ととらえダイバーシティ&インクルージョンを引き続き推進してまいります。



3.法令違反への対応とコンプライアンスの徹底

当社子会社のYamaha Music Europe GmbH(以下YME)は、欧州の一部の国での販売において競争法違反があったとして各国当局の調査を受けておりました。違反の対象期間は国によって異なりますが2004年以降の年から2017年の間であり、全ての国において2017年に違反行為を終結し、是正を完了しております。

YMEは是正とともに各国当局の調査に協力し、その決定に従い既に制裁金4.3百万ユーロ(527百万円)を支払っており、本制裁金は2021年3月期において「その他の費用」として計上しております。

本件に関し、再発防止策を既に実施しておりますが、当社グループ全体において、引き続き競争法を含む全ての法律を遵守すべくコンプライアンスプログラムを徹底してまいります。

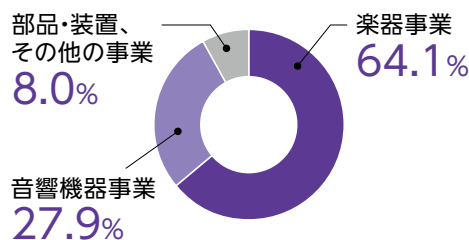
(5) 財産及び損益の状況の推移

区分 ()内は日本基準の区分	日本基準		国際財務報告基準 (IFRS)		
	2018年3月期 第194期	2019年3月期 第195期	2019年3月期 第195期	2020年3月期 第196期	2021年3月期 第197期
売上収益 (売上高)	432,967百万円	437,416百万円	434,373百万円	414,227百万円	372,630百万円
事業利益 (営業利益)	48,833百万円	56,030百万円	52,745百万円	46,352百万円	40,711百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益 (親会社株主に帰属する当期純利益)	54,378百万円	43,753百万円	40,337百万円	34,621百万円	26,615百万円
基本的1株当たり当期利益 (1株当たり当期純利益)	291円81銭	240円94銭	222円12銭	194円71銭	151円39銭
資産合計 (総資産)	552,309百万円	514,762百万円	515,924百万円	474,034百万円	557,616百万円
資本合計 (純資産)	388,345百万円	382,771百万円	359,007百万円	326,450百万円	396,949百万円

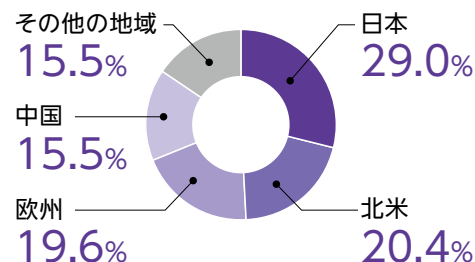
(注) 当社グループは、第196期より、国際財務報告基準 (IFRS) を適用しております。

国際財務報告基準 (IFRS) の第195期の数値は、日本基準で発表された数値をIFRSに組み替えて表示したものであります。

事業別売上収益構成比率



地域別売上収益構成比率



楽器事業・音響機器事業の地域別売上収益構成比率

楽器事業 売上収益2,390億円	日本 23.0%	北米 20.4%	欧州 19.3%	中国 20.2%	その他 17.1%
音響機器事業 売上収益1,038億円	日本 32.7%	北米 21.9%	欧州 25.7%	中国 6.8%	その他 12.9%

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ヤマハコーポレーションオブアメリカ	千米ドル 50,000	100.0%	楽器・音響機器の輸入及び販売
ヤマハミュージックヨーロッパ	千ユーロ 70,000	100.0%	楽器・音響機器の輸入及び販売
ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司	千元 782,023	100.0%	中国国内の投資管理、楽器・音響機器の販売
蕭山ヤマハ楽器有限公司	千元 274,888	* 100.0%	楽器の製造
ヤマハ電子(蘇州)有限公司	千元 328,754	* 100.0%	楽器・音響機器の製造
杭州ヤマハ楽器有限公司	千元 396,121	* 100.0%	楽器の製造
ヤマハインドネシア	百万インドネシアルピア 8,507	100.0%	楽器の製造
ヤマハミュージックマニュファクチュアリングアジア	百万インドネシアルピア 82,450	100.0%	楽器・音響機器の製造
ヤマハミュージカルプロダクツアジア	百万インドネシアルピア 568,540	* 100.0%	楽器の製造
ヤマハエレクトロニクスマニュファクチュアリングマレーシア	千マレーシアリングギット 31,000	100.0%	音響機器の製造
ヤマハミュージックインディア	百万ルピー 3,700	* 100.0%	楽器・音響機器の輸入及び販売、楽器の製造
株式会社ヤマハミュージックジャパン	百万円 100	100.0%	楽器・音響機器の販売
株式会社ヤマハミュージックリテイリング	百万円 100	* 100.0%	楽器の販売
株式会社ヤマハミュージックマニュファクチュアリング	百万円 100	100.0%	楽器・音響機器の製造

(注) 1. *印は、間接所有による持分を含む比率であります。

2. 連結子会社は、上記の重要な子会社14社を含む56社であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品等
楽器事業	ピアノ、電子楽器、管楽器、弦楽器、打楽器、音楽教室、英語教室、音楽ソフト
音響機器事業	オーディオ機器、業務用音響機器、情報通信機器、防音室
部品・装置、その他の事業	電子デバイス、自動車用内装部品、FA機器、ゴルフ用品、宿泊施設・スポーツ施設の経営

(8) 主要な営業所及び工場

当社	本社	静岡県浜松市中区中沢町10番1号
	営業拠点	東京事業所(東京都港区)、大阪事業所(大阪市浪速区)
子会社	国内	株式会社ヤマハミュージックジャパン(東京都港区) 株式会社ヤマハミュージックリテイリング(東京都港区) 株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス(東京都渋谷区)* ヤマハファインテック株式会社(浜松市南区) 株式会社ヤマハミュージックマニュファクチュアリング(静岡県磐田市)
	海外	ヤマハコーポレーションオブアメリカ(米国) ヤマハカナダミュージック(カナダ) ヤマハミュージックヨーロッパ(ドイツ) ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司(中国) 蕭山ヤマハ楽器有限公司(中国) ヤマハ電子(蘇州)有限公司(中国) 杭州ヤマハ楽器有限公司(中国) 天津ヤマハ電子楽器有限公司(中国) ヤマハインドネシア(インドネシア) ヤマハミュージックマニュファクチュアリングアジア(インドネシア) ヤマハミュージカルプロダクツアジア(インドネシア) ヤマハエレクトロニクスマニュファクチュアリングマレーシア(マレーシア) ヤマハミュージックインディア(インド)

*2021年4月1日付で東京都豊島区に本社を移転しました。

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
楽器事業	14,481	△265
音響機器事業	4,506	113
部品・装置、その他の事業	1,034	△30
合計	20,021	△182

(注)従業員数は、就業員数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

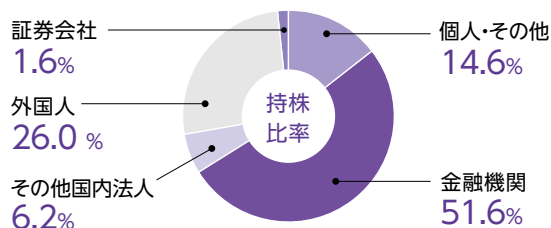
2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 700,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 191,555,025株 (自己株式 15,756,254株を含む)
 (3) 株主数 17,603名
 (4) 大株主

株主名	所有株式数(千株)	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	30,126	17.14%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	12,499	7.11%
ヤマハ発動機株式会社	10,326	5.87%
株式会社静岡銀行	7,525	4.28%
住友生命保険相互会社	7,300	4.15%
三井住友海上火災保険株式会社	6,440	3.66%
日本生命保険相互会社	5,002	2.85%
株式会社みずほ銀行	3,958	2.25%
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	2,783	1.58%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	2,532	1.44%

(注) 当社は自己株式15,756,254株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 また、持株比率は自己株式を除いた発行済株式の総数で除しております。

株主構成	株主数(名)	株式数(千株)
個人・その他	16,618	27,974
金融機関	56	98,825
その他国内法人	182	11,913
外国人	712	49,762
証券会社	35	3,078



(注) 「個人・その他」には自己株式及び
 政府・地方公共団体が含まれております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社が保有する株式に関する事項

(1) 政策保有株式に関する基本方針

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、という合理性のある場合のみ、保有することを基本方針としております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、という合理性のある場合は、重要な協力関係にある企業、取引先企業、金融機関等との安定的な関係を継続することにより、当社のブランド価値を高める、持続的な成長を支える、強固な財務基盤を確実なものとする、ことを指します。

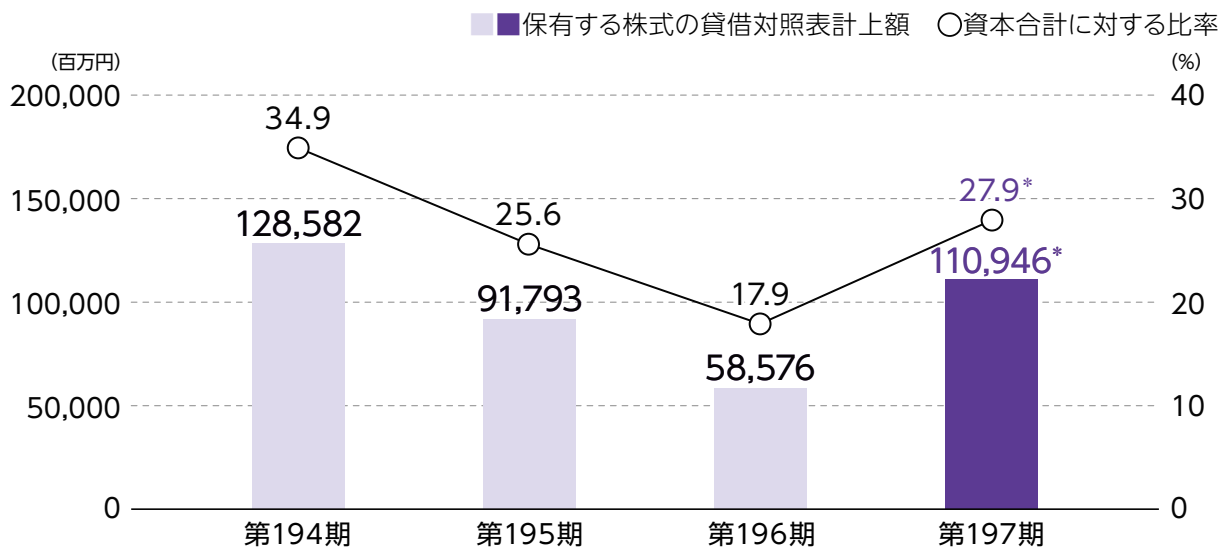
(2) 政策保有株式の縮減に関する基本方針

個々の政策保有株式の合理性については、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を、取締役会で定期的、継続的に検証し、検証結果に基づき政策保有株式の縮減を進めております。

(3) 政策保有株式に係る議決権の行使基準

政策保有株式の議決権行使にあたっては、それぞれの議案が、当該企業の中長期的な企業価値の向上を図るものか、当社の「政策保有株式に関する基本方針」に沿っているか、当社の中長期的な企業価値の向上に繋がるものか、との観点から賛否を総合的に判断しております。

(4) 純投資目的以外で当社が保有する株式の貸借対照表計上額及び資本合計に対する比率



* 保有株式は縮減を進めてきておりますが、第197期においては、株価の上昇により保有する株式の貸借対照表計上額及び資本合計に対する比率が増加しております。

5. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
なかた たくや 中田 卓也	取締役	指名委員、報酬委員	ヤマハ発動機株式会社社外取締役、 一般財団法人ヤマハ音楽振興会理事長
やまはた ひとし 山畑 聡	取締役		
なかじま よしみ 中島 好美	社外取締役	指名委員、監査委員、報酬委員	イオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役、 日本貨物鉄道株式会社社外取締役、株式会社アルバック社外取締役
ふくい たく 福井 琢	社外取締役	監査委員	弁護士（柏木総合法律事務所）、信越化学工業株式会社社外監査役、 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授
ひだか よしひろ 日高 祥博	社外取締役	指名委員、報酬委員	ヤマハ発動機株式会社代表取締役社長 社長執行役員
ふじつか みきお 藤塚 主夫	社外取締役	監査委員	三井化学株式会社社外監査役
Paul Candland ポール・キャンランド	社外取締役	指名委員、報酬委員	PMCパートナーズ株式会社マネージングディレクター、 エイジオブラーニング社CEO

- (注) 1. 取締役中島好美、福井琢、日高祥博、藤塚主夫及びポール・キャンランドは社外取締役であります。
2. 当社は社外取締役中島好美、福井琢、日高祥博、藤塚主夫及びポール・キャンランドを東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査委員会の独立性を保ち、客観性の高い監査を行うため、監査委員全員を独立社外取締役としており、常勤の監査委員を選定していません。監査委員会の職務を補助すべき部門として監査委員会室を設け、専任者2名を配置し、2020年4月1日より新設した監査役員に監査委員会室長を委嘱して、社内的重要会議への出席及び意見陳述を行わせることで、監査委員会の監査の実効性の確保を図っております。
4. 監査委員藤塚主夫は日本を代表するグローバル建設機械メーカーにおいてCFOを務めた経験を有し、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。
5. 社外取締役の重要な兼職先と当社との関係は以下のとおりであります。
- ①当社は取締役日高祥博の兼職先でありますヤマハ発動機株式会社の株式の9.9%を保有しております。
 - ②取締役ポール・キャンランドの兼職先でありますエイジオブラーニング社は当社グループの語学教育事業と同種の事業を行っております。
 - ③取締役中島好美、福井琢及び藤塚主夫の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
6. 当事業年度中の取締役の異動は以下のとおりであります。
- 2020年6月23日開催の第196期定時株主総会終結の時をもって、取締役伊藤雅俊は任期満了により退任いたしました。

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役中島好美、福井琢、日高祥博、藤塚主夫及びポール・キャンランドと会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低限度額となります。

役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役、執行役、執行役員及び監査役員並びに当社の子会社の取締役、監査役（以下、「役員等」という。）を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて補填されます。

(2) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動内容

氏名	地位	当事業年度における主な活動状況
なかじま よしみ 中島 好美	社外取締役	当事業年度開催の取締役会12回中11回、並びに監査委員会15回及び指名委員、報酬委員就任後の指名委員会3回、報酬委員会3回の全てに出席しました。 経営者としての豊富な実績・見識及び専門的知見等に基づき取締役会及び指名委員会、監査委員会、報酬委員会での議案審議等において積極的に発言を行っております。また、機関投資家との対話へ参加する等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
ふくい たく 福井 琢	社外取締役	当事業年度開催の取締役会12回及び監査委員会15回の全てに出席しました。 弁護士としての高い専門性と豊富な実績・見識等に基づき取締役会及び監査委員会での議案審議等において積極的に発言を行っております。また、監査委員長として監査委員会の審議の充実に主導的な役割を担う等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
ひだか よしひろ 日高 祥博	社外取締役	当事業年度開催の取締役会12回、並びに指名委員会3回及び報酬委員会4回の全てに出席しました。 経営者としての豊富な実績・見識及びヤマハブランドへの深い知見等に基づき、取締役会及び指名委員会、報酬委員会での議案審議等において積極的に発言を行う等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
ふじつか みきお 藤塚 主夫	社外取締役	当事業年度開催の取締役会12回及び監査委員会15回の全てに出席しました。 経営者としての豊富な実績・見識及び専門的知見等に基づき取締役会及び監査委員会での議案審議等において積極的に発言を行う等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
Paul Candland ポール・キャンドランド	社外取締役	当事業年度開催の取締役会12回、並びに指名委員会3回及び報酬委員会4回の全てに出席しました。 経営者としての豊富な実績・見識及び専門的知見等に基づき取締役会及び指名委員会、報酬委員会での議案審議等において積極的に発言を行う等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。

その他特記事項

当社子会社のYamaha Music Europe GmbHは、欧州の一部の国での販売において競争法違反があったとして各国当局の調査を受けました。(詳細は、本事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項(4) 対処すべき課題3. 法令違反への対応とコンプライアンスの徹底」(32ページ)に記載のとおりであります。)

上記5氏の社外取締役は、事前に本事案を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。当該事案判明後においては、法令遵守、内部統制の強化等について意見を述べるとともに、再発防止策の実施状況を監督するなど、適切にその職務を遂行しております。

(3) 執行役の氏名等

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
なか た たく や 中田 卓也	代表執行役社長	ブランド戦略本部長
かわ せ しのぶ 川瀬 忍	常務執行役	楽器・音響生産本部長兼音響事業本部長
やま はた さとし 山畑 聡	常務執行役	経営本部長兼人事・総務本部長
ふじ い しげ き 藤井 茂樹	執行役	IMC事業本部長兼技術本部長
やま ぐち せいいち 山口 静一	執行役	楽器・音響営業本部長
つる み てる ひこ 鶴見 照彦	執行役	楽器事業本部長

(注) 2021年4月1日以降の執行役の担当の異動は以下のとおりであります。

- ① 鶴見照彦は、2021年3月31日をもって執行役を退任いたしました。
- ② 中田卓也は、2021年3月31日をもってブランド戦略本部長を退任し、2021年4月1日付で楽器事業本部長に就任いたしました。

(4) 執行役員 of 氏名等

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
たけ なが しん いち 武永 伸一	執行役員	音響事業本部副本部長
おし き まさと 押木 正人 Thomas Sumner	執行役員	株式会社ヤマハミュージックジャパン社長兼株式会社ヤマハミュージックリテイリング社長
トーマス・サムナー	執行役員	ヤマハコーポレーションオブアメリカ社長
てつ むら なお や 鉄村 直哉	執行役員	楽器・音響生産本部副本部長兼製造プロセス統括部長
とく ひろ た ろう 徳弘 太郎	執行役員	業務本部長兼情報システム部長
おお むら ひろ こ 大村 寛子	執行役員	ブランド戦略本部副本部長兼マーケティング統括部長
まつ き けいたか 松木 温	執行役員	楽器事業本部ピアノ事業部長

(注) 2021年4月1日以降の執行役員 of 担当の異動は以下のとおりであります。

- ① 大村寛子は、2021年4月1日付でブランド戦略本部長に就任いたしました。
- ② 山下寛文が、2021年4月1日付で執行役員に選任されました。(経営本部経営企画部長)
- ③ 山浦敦が、2021年4月1日付で執行役員に選任されました。(楽器事業本部電子楽器事業部長)

(5) 監査役員 of 氏名等

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
むかい の ひろ ふみ 向野 博文	監査役員	内部監査部長
にし やま やすし 西山 靖	監査役員	監査委員会室長

(6) 取締役及び執行役報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			人数(名)
		固定報酬	業績連動賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役	67	67	—	—	6
うち社外取締役	67	67	—	—	6
執行役	451	224	85	141	6

- (注) 1. 上記には、2020年6月23日開催の第196期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役を兼務する執行役の報酬等の総額及び人数については、執行役の欄に記載しております。
 3. 譲渡制限付株式報酬の株式は中期経営計画初年度である第196期(2020年3月期)に一括で交付しており、当事業年度において交付した株式はありません。上記報酬額は中期経営計画の3年間で按分した会計上の数値となります。

1. 役員の報酬等の額の決定に関する方針及びその概要

取締役、執行役の報酬の決定に関する方針と個人別の報酬は、社外取締役3名及び社内取締役1名で構成される報酬委員会において決定しております。

社外取締役を除く取締役及び執行役の報酬は、(1)固定報酬(2)業績連動賞与及び(3)譲渡制限付株式報酬からなり、それらは概ね、5：3：2の割合で構成されております。

- (1) 固定報酬は、役位に応じた金銭報酬を月例報酬として支給しております。
- (2) 業績連動賞与は、企業業績の向上に資するよう、役位に応じた金銭報酬を、当事業年度の連結当期利益及びROEに連動させて、個人別の成績を加味した上で算出し、事業年度終了後に支給しております。個人別の成績は、担当領域毎に事業別、機能別に設定した評価指標に基づいて評価しております。
- (3) 譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上と株主の皆様との価値共有を図ることを目的に、役位に応じた株式報酬を、中期経営計画スタート時に支給しております。中期における業績達成への動機づけを目的として、譲渡制限付株式報酬のうち、1/3は役員在籍を条件として支給し、2/3は業績に連動させております。業績評価は、中期経営計画で掲げた「事業利益率」「ROE」及び「EPS」を均等に評価指標として算定しております。なお、中期経営計画期間終了後も長期にわたり株主の皆様との価値共有を図るという趣旨から、役員退任時又は支給後30年経過時まで譲渡制限は解除出来ないものとしております。その間に重大な不正会計や巨額損失が発生した場合は、役員毎の責任に応じ、累積した譲渡制限付株式の全数又は一部を無償返還するクローバック条項を設定しております。
- (4) 社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

2.業績指標の実績

業績連動賞与の指標としております当事業年度の連結当期利益及びROEは、それぞれ266億15百万円、7.4%となりました。

譲渡制限付株式について、業績連動報酬の指標としております中期経営計画「Make Waves 1.0」における2022年3月期の経営目標「事業利益率13.8%」「ROE11.5%」「EPS270円」は、当事業年度においてそれぞれ「10.9%」「7.4%」「151円39銭」となりました。

3.報酬委員会の状況

報酬委員は、2021年3月31日現在で4名（うち、社外取締役3名）であります。

当事業年度においては、報酬委員会を4回開催しました。

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬の決定に関する方針を制定し、当該方針に基づき個人別の報酬を決定しております。

4.当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

報酬委員会は、第197期の個人別の報酬等について、42ページ1の役員の報酬等の額の決定に関する方針に基づいて、(1)固定報酬については、役位に応じた金銭報酬として算出されていること、(2)業績連動賞与については、個人毎の金銭報酬が、当事業年度の業績指標に連動し、個人別の成績を加味し算出されていること、(3)譲渡制限付株式報酬については、個人毎の株式報酬が役位、役員在籍期間、及び業績指標による評価に基づき算出されていることを委員会の審議の中で確認の上、決定しております。これにより、報酬委員会は、当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	支払額(百万円)
①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	125
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	168

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査委員会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間及び監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、ヤマハコーポレーションオブアメリカ、ヤマハミュージックヨーロッパ、ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司、蕭山ヤマハ楽器有限公司、ヤマハ電子(蘇州)有限公司、杭州ヤマハ楽器有限公司、ヤマハインドネシア、ヤマハミュージックマニュファクチュアリングアジア、ヤマハミュージカルプロダクツアジア、ヤマハエレクトロニクスマニュファクチュアリングマレーシア及びヤマハミュージックインディアは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、当社監査委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（以下、内部統制システム）を整備し、効率的な事業活動、報告の信頼性、法令遵守の徹底、財産の保全及びリスクマネジメントの強化を図る。

(1) 執行役、執行役員、監査役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の理念体系を表す「ヤマハフィロソフィー」を定め、執行役、執行役員、監査役員及びグループの全従業員はこれを共有・実践する。
- ② 取締役会は、経営の基本方針等法令、定款及び取締役会規則に定めた重要事項の決定を行うとともに、業務執行に関わる重要な決定を執行役に委譲し、その報告すべき内容を取締役会規則で定め、その手続きと決議の合理性を要求する。執行役は、職務執行の状況を取締役会に定期的に報告し、取締役会は執行役の職務執行を監督する。
- ③ 監査委員会は、執行役及び取締役の職務執行状況を監査基準、監査計画に基づき監査する。
- ④ コンプライアンスに係る会議体を設置して、「コンプライアンス行動規程」の制定、規定・マニュアルの整備を行い、コンプライアンス教育の徹底を図る。
- ⑤ コンプライアンスの実効性を高めるため、グループ全体を対象とした内部通報制度を設ける。
- ⑥ 反社会的勢力排除の基本方針を明言し、反社会的勢力からの不当要求に対する断固拒否と、不当要求を生む温床となる不祥事等の隠蔽排除の姿勢を明確にし、その徹底を図る。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

執行役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令及び社内規程に則り、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務上の重要リスクについて、代表執行役社長の諮問機関である「リスクマネジメント委員会」において、リスクの網羅的な把握を行うとともに、グループ全体のリスク管理方針の策定を行う。
- ② リスクの内容に応じて担当部門を定め、規程・マニュアルの整備及びグループ全体に対する指導・助言を行う。
- ③ 内部監査部門の内部監査をととして、リスク情報の収集と適切な対応を行う。

(4) 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 組織規程、権限規程その他の業務執行に係る規程を整備し、執行役の権限と責任、適切な権限委譲、当社各部門・子会社のミッション、指揮命令系統を明確にして業務執行スピードの向上と経営の効率性を高める。
- ② 代表執行役社長の諮問機関として「経営会議」を設け、業務執行に関わる重要な決定等について検討を行い代表執行役社長に答申する。
- ③ グループ全体の目標値の設定及び業績評価を行うため、迅速な経営判断、リスク管理を可能とする経営管理システムを構築する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ経営の基本方針を定めた「グループマネジメント憲章」及び内部統制の方針を定めた「グループ内部統制規程」に基づき、グループ全体における内部統制体制を構築する。

- ② 当社及び子会社は、取締役会規則、経営会議規則、権限規程その他の業務執行に係る規程を整備し、取締役等の権限の明確化、指揮命令系統の明確化を図る。
- ③ 子会社は、経営状況他グループ経営に影響を及ぼす一定の重要事項の決定について、事前に当社の承認を得るとともに、一定の事項を当社に対し報告する。
- ④ グループ全体を対象にリスク管理体制を敷くとともに、コンプライアンス教育を実施する。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき従業員等に関する事項
 監査委員会の職務を補助する専任の組織として監査委員会直轄の監査委員会室を設置する。

(7) 監査委員会の職務を補助すべき従業員等の執行役からの独立性に関する事項及び当該従業員等に対する指示の実効性の確保に関する事項
 監査委員会室スタッフの人事評価、人事異動、懲戒処分等については、監査委員会の同意を必要とし、執行役その他業務執行者からの独立性を確保する。

(8) 監査委員会への報告に関する体制

- ① 監査委員は、経営会議等の重要会議に出席し、意見を述べることができる。
- ② 監査委員会室長は、監査委員会の指示を受け、経営会議等の重要会議に出席し、意見を述べる。
- ③ 監査委員会室長は、決裁書他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役、執行役員、監査役員及び従業員に対して説明・報告を求めたうえでその内容を監査委員会に報告する。
- ④ 下記の部門は、グループ全体を対象として、法令に定められた事項のほか、監査委員会の要請に応じ、定期的に報告する。
 - ・ 内部監査部門による内部監査の結果
 - ・ 法務担当部門によるコンプライアンス遵守状況報告並びに内部通報制度の運用及び通報状況

・ その他のスタッフ部門によるコンプライアンス遵守状況、内部統制の活動状況

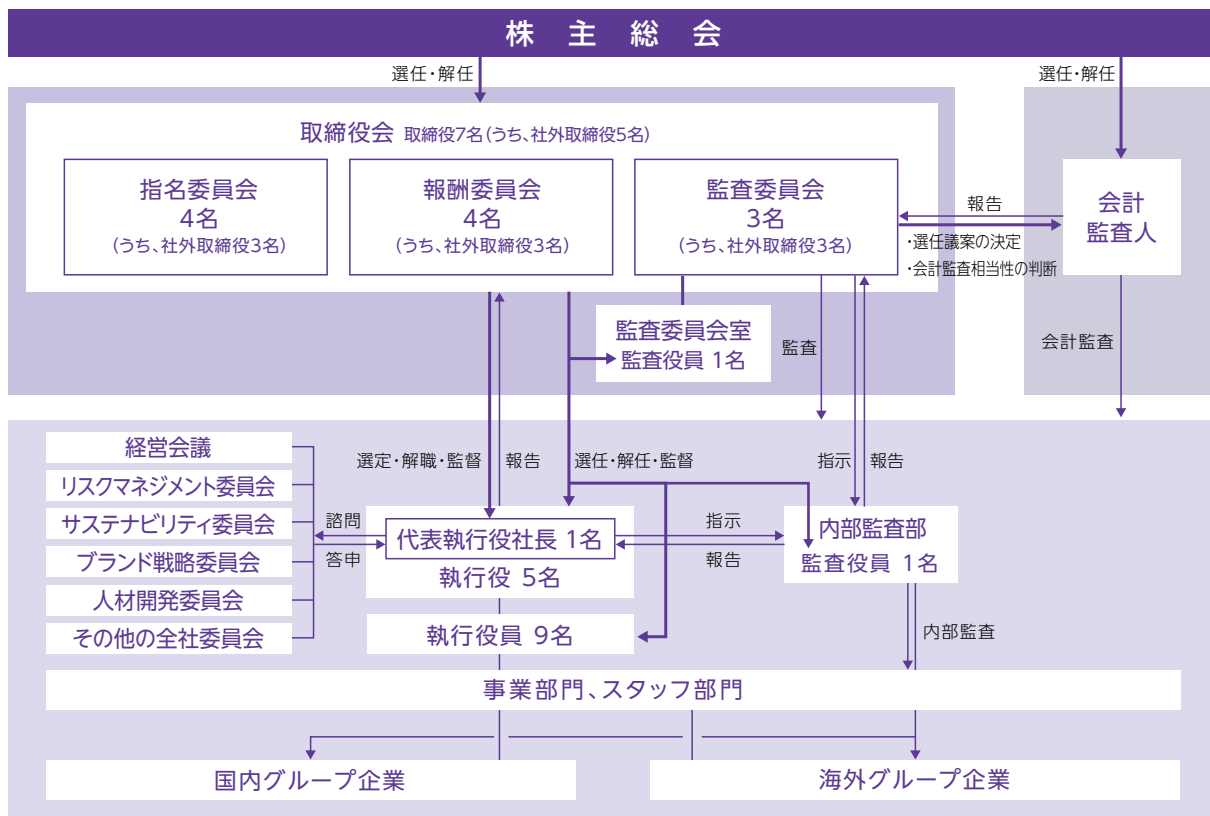
- ⑤ 当社の部門及び子会社は、業務及び業績に影響がある重要な事項を当社の執行役、執行役員、監査役員及び従業員をとおして、または直接、監査委員会もしくは監査委員会室長に報告する。

(9) 当社及び子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役員及び従業員が監査委員会に報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
 当社は、監査委員会に対し内部通報等を行った報告者の秘密が厳守され、報告者に対し不当な処分がなされないためのしくみを整備する。

(10) 監査委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 当社は、監査委員会の監査計画に基づく監査業務に係る費用を負担し、監査計画外に発生する監査業務に係る費用については監査委員の請求により支払う。

(11) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表執行役社長は、内部統制システムの整備、運用状況等について、監査委員会と定期的な意見交換の場を持ち、その恒常的な改善を推進する。
 当社は、監査委員会の監査の実施にあたり、内部監査部門並びに会計監査人との連携の機会を確保する。監査委員会は、内部監査部門に対して必要に応じ監査に関する指示をすることができる。監査委員会が内部監査部門に対して指示した事項が、代表執行役社長からの指示と相反する場合は、監査委員会の指示を優先する。内部監査部長の人事異動について、事前に監査委員会の意見聴取を行う。
 なお、監査委員会が必要と認める場合には、監査業務について外部専門家による支援を確保する。



2021年4月1日現在

8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 執行役、執行役員、監査役員及び従業員の職務の執行及びその効率性を確保するための取り組みの状況

当社は、企業理念及びその実現のための指針からなる「ヤマハフィロソフィー」を定め、執行役、執行役員、監査役員及び従業員はこれを共有し、実践しております。また「コーポレートガバナンス方針書」を策定し、そこで定めたコーポレートガバナンス基本方針のもと、「業務の適正を確保するための体制」に基づき経営上の組織体制や仕組みを整備し、諸施策を実施するとともに適切な開示をとおして、透明で質の高い経営の実現に取り組んでおります。

当社は、2017年6月の指名委員会等設置会社への移行に伴い、業務執行に関わる重要な決定権限を取締役会から執行役に大幅に委譲しております。これにより、執行においては、効率的かつスピード感のある業務執行が可能になっております。

当期においては、代表執行役社長の諮問機関である「経営会議」を月2回開催し、経営課題の進捗確認を行いながら中期経営計画に沿った業務執行を進めました。

執行役による職務執行の状況は、執行役から取締役会に対し定期または必要に応じ報告がされ、取締役会は、その職務執行状況を監督しました。

なお、執行役、執行役員、監査役員の職務の執行及びその効率性を確保するため、執行役規則、執行役員規則及び監査役員規則を制定するとともに経営会議規則を明文化しております。

(2) 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

当社は、業務上の重要リスクについて、代表執行役社長の諮問機関である「リスクマネジメント委員会」において、グループ全体のリスク管理の方針策定を行うとともに、リスクの網羅的な把握・分析・評価や、対応のモニタリングを行っております。

当期においても、引き続き当社グループをとりまくリスクの想定損害規模と想定発生頻度、及びコントロールレベルを評価・分析し、優先的に対処すべき重要リスクを特定するとともに担当部門を定め、コントロールレベルの引上げを行いました。

また、同委員会における5つの部会において、特定の専門課題を審議し、リスク低減活動を推進しています。

コンプライアンスに関しては外部弁護士も委員とする部会を設置し、グループ全体の方針や施策などの審議を行うとともに、各部門及びグループ各社の業務遂行をコンプライアンスの観点からモニタリングしています。

当期においては、2020年3月に拡充した国内内部通報窓口の本格稼働や海外通報窓口の整備・強化等を進め、不正・不祥事、ハラスメントの防止や早期発見・対応を図っています。また、従業員向けeラーニングやビデオ会議を活用したオンライン研修を積極的に実施し、コンプライアンス意識の啓発を行いました。

(3) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

当社は、グループ全体の業務の適正を確保するためグループマネジメント憲章、グループ内部統制規程及び各種グループ規程を定め、グループ全体の基本方針として共有しております。また、グループ企業管理規程を設け、当社における各子会社の所轄部門及びコーポレートスタッフ部門の役割を明確化し、子会社に対する責任と権限、運営管理の方法を定めております。

当期においては、グループ規程の整備を進め、保険管理に関する規程を新たに制定しました。また、国内外子会社の管理責任者や、経営管理、法務、情報システム等の各業務の担当者が参加する国際会議を開催し、業務の課題や好事例の共有を図りました。また、内部監査部門がグループ全体の業務執行の適法性、合理性、有効性、効率性につき監査を行いました。

(4) 監査委員会の監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

当社は、監査委員会の監査の実効性を確保し、維持向上するため、監査委員会がグループ全体の重要情報の全てを入手でき、必要に応じ説明を受けることができる体制を確保しております。監査委員会の職務を補助すべき部門として監査委員会室を設け、専任者2名を配置し、2020年4月1日より新設した監査役員に監査委員会室長を委嘱して、社内の重要会議への出席及び意見陳述を行わせることで、実効性の確保を図っております。

当期において、社外取締役3名により構成される監査委員会は、定期的にリスク管理・内部統制に関わる部門より報告を受け、内容確認を行いました。また、代表執行役社長と意見交換会を行ったほか、執行役、執行役員ら経営陣から報告を受け、業務執行状況を確認しました。そのほかにも、監査委員会が会計監査人、内部監査部門と情報共有を行う場の設定等、実効性の確保に努めております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

	前期	当期	前期	当期
資産			負債	
流動資産			流動負債	
現金及び現金同等物	92,671	129,345	営業債務及びその他の債務	52,982
営業債権及びその他の債権	58,067	57,329	有利子負債	10,830
その他の金融資産	12,939	8,573	リース負債	5,365
棚卸資産	100,054	96,803	その他の金融負債	9,620
その他の流動資産	6,455	7,871	未払法人所得税	4,236
			引当金	1,700
			その他の流動負債	14,412
小計	270,189	299,924	流動負債合計	99,149
売却目的で保有する資産	-	1,179		
流動資産合計	270,189	301,103	非流動負債	
非流動資産			有利子負債	-
有形固定資産	97,106	96,142	リース負債	15,864
使用権資産	24,480	22,231	その他の金融負債	1,568
のれん	158	160	退職給付に係る負債	23,704
無形資産	1,736	2,529	引当金	2,574
金融資産	67,817	120,058	繰延税金負債	2,825
繰延税金資産	10,795	7,407	その他の非流動負債	1,897
その他の非流動資産	1,749	7,983	非流動負債合計	48,434
非流動資産合計	203,844	256,513	負債合計	147,584
			資本	
			資本金	28,534
			資本剰余金	21,277
			利益剰余金	316,899
			自己株式	△65,093
			その他の資本の構成要素	23,789
			親会社の所有者に帰属する持分合計	325,409
			非支配持分	1,040
			資本合計	326,450
資産合計	474,034	557,616	負債及び資本合計	474,034

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	前期	当期
売上収益	414,227	372,630
売上原価	△245,967	△229,720
売上総利益	168,259	142,909
販売費及び一般管理費	△121,907	△102,198
事業利益	46,352	40,711
その他の収益	2,806	1,909
その他の費用	△5,826	△7,580
営業利益	43,333	35,039
金融収益	4,968	3,366
金融費用	△1,083	△1,303
持分法による投資損益	6	-
税引前当期利益	47,225	37,102
法人所得税費用	△12,521	△10,393
当期利益	34,703	26,708
当期利益の帰属		
親会社の所有者	34,621	26,615
非支配持分	81	93
1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益(円)	194.71	151.39

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

EY新日本有限責任監査法人

浜松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関口 俊克 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松浦 俊行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 周二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマハ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ヤマハ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

浜松事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関口 俊克 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 俊行 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 周二 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマハ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第197期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書(謄本)

監査報告書

当監査委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第197期事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、執行役、執行役員及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

また、監査委員会が定めた監査基準に準拠し、監査方針及び職務分担等を定めた監査計画に基づき、会社の内部監査部門及びその他スタッフ部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、決裁書等の重要書類の内容、取締役及び執行役等の職務の執行状況、並びに会社の業務及び財産の状況について調査いたしました。

子会社については、子会社監査役及び会計監査人等との意思疎通を図るとともに、必要に応じて子会社へ赴き、またはウェブ会議システムを利用して、各社の取締役及び部門長等から事業の報告を受け、業務及び財産の状況等について調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書と併せ、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の当社子会社における競争法違反に関する案件について、監査委員会は法令遵守の徹底及び再発防止策が実施されていることを確認しております。引き続きコンプライアンスの徹底と内部統制システムの運用強化が図られるよう監視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日
ヤマハ株式会社 監査委員会

監査委員 福井 琢 ㊞

監査委員 中島 好美 ㊞

監査委員 藤塚 主夫 ㊞

(注)監査委員 福井琢、中島好美及び藤塚主夫は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

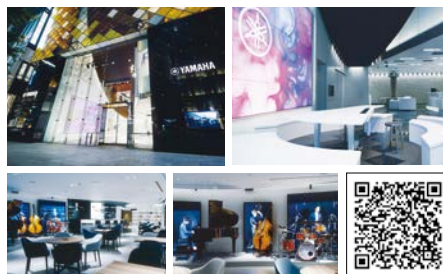
以 上

トピックス

ヤマハ銀座店に、参加型の音楽体験を提供する「ブランド体験エリア」がオープン

～顧客接点の整備、直営店の体験型シフトがすすむ～

当社の旗艦店であり、国内最大級の総合楽器店である「ヤマハ銀座店」に参加型のさまざまな音楽体験を提供する「ブランド体験エリア」を新たにオープンしました。音楽や映像を視聴するだけでなく、音や音楽に触れたり感じたりといった多様な音楽体験をお楽しみいただけます。



パソコン・スマートフォンからオンラインで見学できる「バーチャル イノベーションロード」を公開

当社の企業ミュージアムであるイノベーションロードをパソコン・スマートフォンからオンラインで見学・体験できる「バーチャル イノベーションロード」を当社のホームページ上で公開しています。イノベーションロードは、ヤマハのDNA、現在と未来への挑戦を「見て・聴いて・触れて」体感できる企業ミュージアムです。



世界初*、歌って会話する“ペット以上恋人未満”の“うたロボ” コミュニケーションロボット「Charlie™」

言葉をメロディにのせて会話する「Charlie」は、当社が持つボーカロイド技術や自動作曲技術等を活用しており、ユーザーが話しかけると、ミュージカルのようにメロディにのせて返答します。日常生活に「聴く」「演奏する」以外の「音楽との新しい関わり方」をもたらします。

*歌だけでコミュニケーションをとるロボットとして。(2020年10月27日現在、当社調べ)



次世代ライブビューイング「Distance Viewing」

～ニューノーマル時代の新しい音楽ライブの形を提案～

「Distance Viewing」は、ライブ音声を完全再現し、リアルな等身大映像と本番さながらの照明演出でそのパフォーマンスをステージにのみがえらせる「ライブハウスで見る高臨場感ライブビューイング」です。コロナ禍で苦境にあるライブハウスの新たな動員源となるライブコンテンツを提供するために開発されました。



株主メモ

●事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
●定時株主総会の基準日	3月31日
●定時株主総会	6月
●期末配当の基準日	3月31日
●中間配当の基準日	9月30日
●単元株式数	100株

●公告の方法

電子公告によります。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載いたします。

[電子公告のURL] <https://www.yamaha.com/ja/>

●株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

●株式事務のお問い合わせ先

株式事務の内容により、証券会社または三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。

株式事務の内容	①住所変更 ②配当金受取方法の変更 ③単元未満株式の買取請求	未払い 配当金の 支払い
口座を開設されている場合	口座を開設された証券会社	三井住友信託銀行株式会社
株式が特別口座にある場合	三井住友信託銀行株式会社	三井住友信託銀行株式会社

●三井住友信託銀行株式会社のお問い合わせ先

 **0120-782-031** 平日9:00-17:00



浜松市中区中沢町10番1号 当社18号館1階 Tel:053(460)2800

▶ 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場を見合わせていただき、同封の議決権行使書用紙のご郵送またはインターネット等による議決権行使をお願いいたします。
- ・ インターネット等による議決権行使の詳細は本招集ご通知5～6ページをご参照ください。
- ・ 本株主総会につきましては、株主総会の翌日6月25日(金)正午(予定)より、下記当社ウェブサイトにて動画配信いたします。
https://www.yamaha.com/ja/ir/shareholder_info/

▶ ミニコンサート及びイノベーションロードのご見学は中止いたします。

▶ お土産はございません。

▶ 駐車場の準備はございません。



この「招集ご通知」は
環境にやさしい
植物油インキを使用しています。



見やすい
ユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

ヤマハ株式会社

〒430-8650 静岡県浜松市中区中沢町10番1号
Tel: 053(460)2800 Fax: 053(460)2802
URL: <https://www.yamaha.com/ja/>

